

令和8年度 兵庫県中小企業融資制度の概要

令和8年2月
兵庫県 産業労働部 地域経済課

1. 令和8年度 兵庫県中小企業融資制度の概要

(1) 令和8年度融資枠：3,600億円

- ✓ 県内経済は緩やかに回復しているものの、長引く物価高騰、人手不足の影響により倒産件数は高止まり、国際情勢も不透明
- ✓ 経営が悪化した中小企業の資金需要に柔軟に対応するため、**令和7年度と同額の3,600億円を確保**

(2) 金利の改定：一律引き上げ

- ✓ 前回金利改定時（R7.4）と比較し市場金利が上昇していることから、

貸出金利を一律+0.20%※1 引き上げ（一部資金※2 を除く）

※1 厳しい環境下にある中小企業への影響に配慮し、引き上げ幅を抑制した適切な水準に設定

※2 事業承継支援貸付、経営円滑化貸付（米国関税措置対策）、経営円滑化貸付（災害対応貸付）、短期資金は据え置き

(3) 「モニタリング強化型特別貸付」の新設

- ✓ 国が総合経済対策において発表した「予兆管理を強化するための信用保証制度（正式名称：モニタリング強化型特別保証制度）」に対応する県制度融資メニュー **「モニタリング強化型特別貸付」を新設(国の保証料補助あり)**

(4) 新規融資メニューの創設

- ✓ 中小企業による脱炭素経営・環境保全設備設置を支援する **「脱炭素・環境保全貸付」を新設**
- ✓ 中小企業による空き家・商店街空き店舗の活用を支援する **「空き家・商店街空き店舗活用貸付」を新設**

2. 金利の改定について

(1) 改定の内容

資金名	改定内容
下記以外の資金	・ 一律+0.20%引き上げ
事業承継支援貸付	・ 1.35%で据え置き
経営円滑化貸付（米国関税措置対策）	・ 1.45%で据え置き
経営円滑化貸付（災害対応貸付）	・ 0.90%で据え置き
短期資金	・ 1.70%で据え置き

(2) 改定施行日

⇒ 令和8年4月1日融資実行分より適用

(3) 年度をまたぐ場合の取扱い

- ・ 融資実行が令和8年4月1日以降の場合、原則として、**改定後の利率**で融資実行していただく必要があります。
- ・ ただし、令和8年3月31日以前に融資・保証の申込みが行われており、円滑な融資実行のためやむを得ない事情がある場合で、かつ事業者および取扱金融機関が了承するときは、改定前の利率を適用できることとします。（この場合、県への報告は不要です）
- ・ この場合でも、取扱金融機関への融資原資の預託については、**改定後の融資利率**を元に計算します。

3. 「モニタリング強化型特別貸付」の新設

(1) 概要

- ・国が総合経済対策において発表した「**予兆管理を強化するための信用保証制度**」
（正式名称：モニタリング強化型特別保証制度）に対応する県制度融資メニュー
- ・事業者が認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことなどを条件に、**国が信用保証料の1/2を補助**

(2) 融資条件等

- ・県制度融資では**固定利率（1.85%）**を適用し、それ以外の融資条件は**国の保証制度と同様**

資 金 名	長期資金（モニタリング強化型特別貸付）
対 象 者	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者 ※ 認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る
利 率	年 1. 8 5 %（固定利率）
保 証 料 補 助	国が1/2を補助 ※R9.3.31までに保証申込した場合（R9.4.1以降は未定）
資 金 使 途	設備、運転、借換（県制度融資に限らず、 広く協会保証付き融資から借換可能 ）
融 資 期 間	10年以内（うち据置 設備3年以内 運転・借換1年以内）
限 度 額	1企業 2.8億円 1組合 4.8億円

(3) 適用開始日

⇒ **令和8年4月1日保証申込受付分より適用開始**

※国制度は令和8年3月16日から開始しますが、県制度融資については上記開始日となりますのでご注意ください。

4. 「脱炭素・環境保全貸付」の新設

(1) 概要

- 兵庫県環境部が実施してきた「地球環境保全資金」（地球温暖化対策設備等設置資金・最新規制適合車等購入資金）を兵庫県中小企業融資制度に統合
- 従来の「環境保全に資する設備の新設・更新」に加え、「脱炭素経営に積極的に取り組む中小企業」を新たに融資対象に加え、より幅広い環境・脱炭素への取組を支援する資金として創設

(2) 融資条件等

資金名	事業応援貸付（脱炭素・環境保全貸付）		
対象者	次の①②いずれかに該当する県内中小企業者		
	①脱炭素経営に積極的に取り組む以下のいずれかの者 i 「省エネ最適化診断」又は「省エネ診断」を受診した者 ii 「エコアクション21」の認証取得事業者 iii 「再エネ100宣言 RE Action」の参画事業者 iv 「ひょうご脱炭素経営スクール」修了者 v 「ひょうご版再エネ100」の登録事業者	②環境保全に資する設備の新設・更新等（以下のいずれか）をしようとする者 i 太陽光発電等再生可能エネルギー設備 ii 省エネルギー設備 iii 公害防止設備等の設置、移転等 iv 県条例に基づく工場緑化行為 v 燃料電池自動車、水素エンジン車、電気自動車 vi NOx・PM法の排出基準を満たさない自動車からの買い替え	
資金使途	対象者①の場合 設備資金※及び運転資金 全般 （ただし、脱炭素経営の趣旨に明らかに反すると認められる資金使途は対象外） ※設備資金には、リース料の全額又は一部を当初に一括して支払う場合も含む	対象者②の場合 上記 i ～vi に要する資金（設備資金※） ※設備資金には、リース料の全額又は一部を当初に一括して支払う場合も含む	
利率	年 1.35%（固定利率）	保証料率	基準料率から 2割軽減措置あり
融資期間	15年以内（うち据置2年以内）	限度額	1企業・1組合 2.8億円

5. 「空き家・商店街空き店舗活用貸付」の新設

(1) 概要

- ・ 空き家や商店街空き店舗の取得・改修、またはそれらを活用した新規事業に利用できる低利、低保証料率の貸付を創設し、県内における空き家・商店街空き店舗の活用を金融面から促進

(2) 融資条件等

資金名	事業応援貸付（空き家・商店街空き店舗活用貸付）		
対象者	県内中小企業者		
資金使途	<p>次の①②いずれか</p> <p>①空き家 又は 商店街空き店舗の取得・改修に要する資金</p> <p>②空き家 又は 商店街空き店舗を活用した新規事業に要する資金</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>※「空き家」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内にある一戸建ての住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸 ・融資申込時点で居住・使用実態がないこと </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>※「商店街空き店舗」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の商店街・小売市場内の空き店舗・空き区画 ・融資申込時点で3ヶ月以上営業・使用実態がないこと </div> </div>		
利率	年1.35%（固定利率）	保証料率	基準料率から2割軽減措置あり
融資期間	15年以内（うち据置2年以内）	限度額	1企業・1組合 2.8億円
申込書類	確認書（「空き家」「商店街空き店舗」への該当及び資金使途を確認）		

6. 神戸市独自資金の拡充

(1) 概要

- ・「こうべおうえん」「こうべ創業支援貸付」「こうべ躍進」「こうべ小規模」の4資金について、融資限度額を400万円 → **500万円に拡充**
- ・さらに、「こうべ躍進」については、神戸市の信用保証料負担を1/2 → **3/4に拡充**

(2) 拡充内容

資金名	融資限度額	神戸市の信用保証料負担
こうべおうえん	400万円 → 500万円に拡充	神戸市が信用保証料の1/2を負担
こうべ創業支援貸付		神戸市が信用保証料の全額を負担
こうべ躍進		神戸市が信用保証料の1/2を負担 → 3/4に拡充
こうべ小規模		神戸市が信用保証料の1/2を負担

7. 「借換等貸付」を「長期資金」に統合

(1) 概要

- ・「借換等貸付」を廃止し、「長期資金」に統合
- ・「長期資金」における借換要件を緩和し、幅広く**協会保証付き融資からの借り換えが可能**となるよう制度を見直し

(2) 統合の内容

資 金 名	現行（令和7年度）	統合後（令和8年度）
長 期 資 金	<ul style="list-style-type: none"> ・金利 1.95% ＜借換要件＞ 県制度融資からの借り換えに利用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・金利 2.15% ＜借換要件＞ 協会保証付き融資及び県制度融資からの借り換えに利用可
借 換 等 貸 付	<ul style="list-style-type: none"> ・金利 1.95% ＜借換要件＞ 協会保証付き融資及び県制度融資からの借り換えに利用可 	廃止（長期資金に統合）

8. 小規模無担保貸付の廃止、特別小規模貸付の名称変更

(1) 概要

- ・融資慣行の変化や近年の利用実績を踏まえ、「**小規模無担保貸付**」を廃止
- ・上記に伴い、小規模企業者向けの「特別小規模貸付」の貸付名称を「**長期資金（特別小規模貸付）**」に変更（名称以外の融資条件等の変更は無し（金利の一律引上げを除く））

(2) 内容

資 金 名	現行（令和7年度）	令和8年度
特別小規模貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 特別小規模貸付 ・金利 1.65% ・小口零細企業保証に対応（責任共有制度対象外） 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 長期資金（特別小規模貸付） ・金利 1.85% ・小口零細企業保証に対応（責任共有制度対象外）
小規模無担保貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・金利 1.85% ・一般保証に対応（責任共有制度対象） 	廃止

(3) 年度をまたぐ場合の取扱い

- ・廃止となる資金については、**原則として令和8年3月31日までに融資が実行される必要があります。**
- ・ただし、**令和8年3月31日までに融資・保証申し込みが行われ、かつ令和8年4月30日までに融資実行されたもの**については、例外的に県制度融資として取り扱うこととします。

9. (参考) 国の保証料補助率について

(1) 概要

- ・国の保証料補助が適用される貸付について、保証制度要綱の規定に基づき、**国の保証料補助が以下のとおり変更**となります。（詳細な保証料率については、各保証制度要綱をご確認ください）

(2) 国の保証料補助について

資 金 名	現行（令和7年度）	令和8年度
長期資金（協調支援型特別貸付）	①申込人資格要件（申込額の1割以上のプロパー融資を同時実行）の場合 → 国が1/2を補助 ②申込人資格要件（金融機関のモニタリング）の場合 → 国が1/4を補助	①申込人資格要件（申込額の1割以上のプロパー融資を同時実行）の場合 → 国が 1/3 を補助 ②申込人資格要件（金融機関のモニタリング）の場合 → 国が1/4を補助（変更なし）
企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）	国による保証料補助により、当初保証料の負担が一律年0.30%相当額となる	国による保証料補助により、当初保証料負担が一律年 0.40% 相当額となる

(3) 年度をまたぐ場合の取扱い

- ・令和8年4月1日以降の保証申込受付分から、令和8年度の国保証料補助が適用されます。
- ・なお、令和8年3月31日までに保証申込が受け付けられていれば、融資実行が令和8年4月1日以降となる場合であっても、令和7年度の国保証料補助が適用されます。

10. 令和8年度 中小企業融資制度資金一覧（1 / 2）

資金名	資金用途	融資限度額		融資利率		融資期間(据置)		備考	
		R7当初	R8当初	R7当初	R8当初	R7当初	R8当初		
		-	-	%	%	年	年		
事業展開融資	事業応援貸付	設備・運転	1億円	1億円	1.55	1.75	10(2)	10(2)	
	SDGs支援貸付	設備・運転	2.8億円	2.8億円	1.15	1.35	15(2)	15(2)	
	脱炭素・環境保全貸付【R8新設】	設備・運転	-	2.8億円	-	1.35	-	15(2)	
	空き家・商店街空き店舗活用貸付【R8新設】	設備・運転	-	2.8億円	-	1.35	-	15(2)	
	事業承継支援貸付	設備・運転	2.8億円	2.8億円	1.35	1.35	10(2)	10(2)	
	設備投資促進貸付 ①設備の新設・更新 ②BCPに基づく防災関連対策 ③重点支援業種の立地企業	設備・(運転)	①：3億円 ②：15億円 ③：100億円	①：3億円 ②：15億円 ③：100億円	1.35	1.55	①：10(2) ②③：15(2)	①：10(2) ②③：15(2)	
	新規開業貸付	設備・運転	3,500万円	3,500万円	1.25	1.45	10(1)	10(1)	
経営者保証免除貸付	3,500万円		3,500万円	1.25	1.45	10(1)	10(1)		
経営安定融資	経営円滑化貸付	運転・借換	1億円	1億円	1.45	1.65	10(2)	10(2)	
	米国関税措置対策【R7.5創設】	運転	1億円	1億円	1.45	1.45	10(2)	10(2)	
	連鎖倒産防止	運転	1億円	1億円	1.45	1.65	10(2)	10(2)	
	災害対応貸付	設備・運転	2.8億円	2.8億円	0.90	0.90	10(2)	10(2)	
	経営力強化貸付	運転・設備・借換	企2.8億円 組4.8億円	企2.8億円 組4.8億円	1.45	1.65	運 5(1) 設 7(1) 借換 10(1)	運 5(1) 設 7(1) 借換 10(1)	
	企業再生貸付	運転・設備・借換	2.8億円	2.8億円	1.85	2.05	15(1)	15(1)	
経営改善・再生支援強化型	運転・設備・借換	2.8億円	2.8億円	1.15	1.35	15(3)	15(3)		

10. 令和8年度 中小企業融資制度資金一覧 (2 / 2)

資金名	資金用途	融資限度額		融資利率		融資期間(据置)		備考	
		R7当初	R8当初	R7当初	R8当初	R7当初	R8当初		
		-	-	%	%	年	年		
定経 融 資 安	借換等貸付【R8～長期資金に統合】	借換	1億円	-	1.95	-	10(1)	-	
	プロパー借換貸付	借換	2.8億円	2.8億円	1.95	2.15	10(1)	10(1)	
一 般 事 業 融 資	長期資金【拡充】	運転・借換	1億円	1億円	1.95	2.15	10(2)	10(2)	借換要件の緩和
	モニタリング強化型特別貸付【R8新設】	運転・設備・借換	-	2.8億円	-	1.85	-	運 10(1) 設 10(3)	
	協調支援型特別貸付	運転・設備・借換	2.8億円	2.8億円	1.95	2.15	運 10(1) 設 10(3)	運 10(1) 設 10(3)	
	経営者保証非提供促進貸付	運転・設備・借換	8,000万円	8,000万円	1.95	2.15	10(1)	10(1)	
	特別小規模貸付	設備・運転	2,000万円	2,000万円	1.65	1.85	7(0.5)	7(0.5)	名称変更
	小規模無担保貸付【R8～廃止】	設備・運転	2,500万円	-	1.85	-	7(0.5)	-	
	短期資金	運転	3,000万円	3,000万円	1.70	1.70	1	1	
	経営活性化資金	設備・運転	設 5,000万円 運 3,000万円	設 5,000万円 運 3,000万円	金融機関 所定	金融機関 所定	設 7(1) 運 5(0.5)	設 7(1) 運 5(0.5)	
神 戸 市 独 自 資 金	こうべおうえん【拡充】	設備・運転	400万円	500万円	1.65	1.85	運7(1) 設7(1.5)	運7(1) 設7(1.5)	融資限度額の拡充 (こうべ躍進は市の保証料負担を1/2 →3/4へ拡充)
	こうべ創業支援貸付【拡充】	設備・運転	400万円	500万円	1.65	1.85	運7(1) 設7(1.5)	運7(1) 設7(1.5)	
	こうべ躍進【拡充】	設備・運転	400万円	500万円	1.55	1.75	運7(1) 設7(1.5)	運7(1) 設7(1.5)	
	こうべ小規模【拡充】	設備・運転	400万円	500万円	1.85	2.05	運7(1) 設7(1.5)	運7(1) 設7(1.5)	
	こうべ季節貸付	運転	企 4,000万円 組 6,000万円	企 4,000万円 組 6,000万円	別途定める	別途定める	0.5	0.5	
	こうべ経済変動対策貸付				別途定める				